

## 国際選手権大会等の日本代表選手選考委員会規程

### (総則)

第1条 本規程は、認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本(以下「本法人」という。)の国際選手権大会等(第8条で定めるものをいい、以下同じ。)に出場する日本代表選手を公平かつ合理的に選考するための選手選考委員会(以下「委員会」という。)に関する事項を定める。

### (委員会の目的)

第2条 委員会は、日本代表選手が国際選手権大会等において入賞することを目指し、オール日本の総力を結集した最強の選手を、公平かつ合理的な手順で選考することを目的とする。

### (委員会の役割)

第3条 委員会の役割は次の通りとする。

- (1) 国際選手権大会等の開催要項をよく吟味し、各大会に向けた合理的なスケジュールにおいて、ワールドボウルズが定める基準の範囲内で公平かつ合理的な選考基準案を作成して理事会に答申すること。
- (2) 理事会が決定した選考基準その他必要条件(開催日程、費用負担条件など)を記載した募集案内書を作成及び公表し、日本代表選手の募集を行うこと。
- (3) 理事会が決定した選考基準に従って、大会毎に選考を公平かつ合理的に行い、選考結果を公表すること。なお、選考基準に基づき選考に必要な資料がある場合は、関係者に大会記録その他の必要な資料の提供を求めることができるものとする。
- (4) 必要な場合は、コーチ、チームキャプテン、交替選手、チーム内ポジションの選考も実施すること。
- (5) 選考の結果として日本代表選手に選ばれなかった選手から選考理由について説明を求める申出があった場合、当該選手に対して、他の選手の不利益とならない限度で速やかに選考理由について説明すること。
- (6) 選考された選手に対して、当該選手が日本代表として出場する大会に向けた強化プログラムを作成し、実行すること。

### (委員の選任)

第4条 委員は、障がい者ローンボウルズ部長、技術・競技部長及び国際部長が協議の上で5人以上の候補者を選出して理事会に答申し、理事会が決定する。

2. 委員は、ローンボウルズ競技に関する広範な知識を有し、公明正大かつ真摯に委員としての役割を果たすと判断される者の中から選任するものとする。

3. 委員の中に、関東地区、関西地区および海外地区から少なくとも各1名の委員を含めなければならないが、また、外部有識者から1名の委員を含めるよう努めるものとする。
4. 選任された委員の中から委員長1名および副委員長1名を委員の互選により決定するものとする。
5. 委員に選任された者またはその親族が日本代表選手の募集に応募した場合は、その時点で当該委員は委員を辞任したとみなすものとする。なお、委員の辞任により選考に支障が生じると委員長（委員長が辞任した場合には副委員長）が判断した場合、速やかに本条1項の定めに従い委員を追加で選任するものとする。

#### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、任命された日以降最初に開催される8条各号に規定されたいずれかの大会が終了する日までとする。ただし、再任は妨げないものとし、後任が選任されるまでは引き続き委員としての職務を遂行するものとする。

#### （委員会）

- 第6条 委員会は委員長、副委員長および委員をもって構成し、委員長が招集して議長となる。委員長が欠席の場合は副委員長が議長を代行する。
2. 委員会は委員長、副委員長および委員の総数の過半数の出席がなければ開催できないものとする。なお、委員会はオンラインで開催することもできるものとする。
  3. 委員会の議決は出席者の多数決により決定するものとする。
  4. 議長は議事録を作成するものとする。

#### （参考人の委員会への出席）

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求めその意見を求めることができるものとする。

#### （対象とする国際選手権大会等）

第8条 委員会が取り扱う国際選手権大会等とは次の通りとする。

- (1) ワールドボウルズが主催する世界選手権大会
- (2) ワールドボウルズが主催するインドア・シングルス世界選手権大会
- (3) アジアローンボウルズ連盟が主催するアジア選手権大会およびU-25選手権大会
- (4) アジアパラリンピック委員会（APC）が主催するアジアパラ競技大会ローンボウルズ大会
- (5) 国際障がい者ローンボウルズ連盟（IBD）が主催する世界選手権大会

(6) その他、障がい者ローンボウルズ部、国際部および技術・競技部が対象に含めることを必要と判断した国際選手権大会。ただし、国の代表チームが出場しないオープン大会等は対象としない。

(不服申立て)

第9条 選手選考の結果に不服がある者は、選手選考の結果が公表されてから10日以内に、本法人のコンプライアンス委員会に不服を申し立てることができる。それでもなお不服が解決しない場合は、日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、令和5年10月1日から施行する。